

自然環境保全地域について

第10回鴨川府民会議で御質問のあった自然環境保全地域とは、京都府が「環境を守り育てる条例」に基づき指定し、保全を行っている地域です。現在、以下の地域が指定されております。

■ 歴史的な自然環境保全地域：自然環境が歴史的遺産と一体になって、優れた歴史的風土を形成している地域

①男山保全地域	(八幡市)	S58. 3.15 指定
②岩戸山保全地域	(福知山市大江町)	S59. 3.13 指定
③花背保全地域	(京都市左京区)	S60. 3.15 指定
④当尾保全地域	(木津川市)	S60.12.20 指定
⑤小塩山保全地域	(京都市西京区)	S62. 3.10 指定
⑥鷲峰山保全地域	(和束町)	S63. 3.18 指定
⑦権現山保全地域	(京丹後市)	H 1. 3.24 指定
⑧禅定寺全地域	(宇治田原町)	H 2. 3. 9 指定
⑨常照皇寺保全地域	(京都市右京区)	H 6. 7.12 指定
⑩金剛院保全地域	(舞鶴市)	H 9. 9.12 指定

神社・寺院の裏山など10地域を指定

■ 自然環境保全地域：原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を形成している地域

①片波川源流域保全地域	(京都市右京区・左京区)	H11. 3.30 指定
②丹後上世屋内山保全地域	(宮津市・京丹後市)	H14. 3.26 指定

貴重な生物種のある2地域を指定